

意匠審査における先行意匠調査について

審査第一部生活意匠 審査官 富永 亘

抄 録

信頼性の高い審査判断には適確な先行意匠調査が重要であり、そこには十分な審査資料による裏付けが必要です。そのために意匠検索DBには毎年約30万件の資料を蓄積し、審査に利用しています。審査資料は年を経る毎に増大し審査負担が重くなる一方、審査の迅速化、FA期間の厳守は至上命題であり、審査の質を維持しつつ変化に対応する体制を築くことが過去から現在に至っても意匠審査の課題となっています。これまでは、審査の機械化、資料調査員の導入、分類改正、審査スタイルの改善等々により課題の解決を図ってきました。ただ、将来を展望すると依然課題は山積しており、今後も待ったなしで対策を打ち続ける必要があるでしょう。

本稿では、意匠審査における先行意匠調査についての全般を理解して頂けるよう、広く浅くではありますが、基本的な事項から、具体的な実務概要や今後の課題まで紹介します。

I. はじめに

配架パネルに囲われた見通しのきかない静かな審査室。多くの方が思う意匠審査室の印象です。その中では、配架パネルに並べられた最新のデザインに目を凝らしながら、黙々と、ときに間違に意匠審査が行われます。

願書及び添付図画の内容を縮刷し、配架パネルに多数の出願を配架して審査するのは、大量のサーチ資料を用いながら、一括して多くの出願を少人数で先行意匠調査するのに効率が良いからに他なりません。バッチ審査と呼んでいるこの審査方式は、昭和2年に取り入れられてから改良を重ねて今日に至ります。近年意匠登録出願は約3万件で推移していますが、製品のデザイン開発は国内外で活発であるうえ新製品の広告媒体も多様化しており公知資料をはじめとする審査資料は顕著に増加し、バッチ審査は益々有効に働いているといえます。

海外の企業から「日本の意匠審査が理想的」(平成23年度産業財産権制度問題調査研究報告書より)と言わしめるほどの信頼性を得ている根拠の一つには、世界でも唯一といえるほど大規模な製品デザインの画像データベースと、明治以来の審査結果の蓄積に裏付けられた先行意匠調査結果が貢献していることは間違いありません。しかし、年を経る毎に増加する資料は止めどなく、意匠審査を継続する限りそれは無限に増え続けるため、審査の質を維持しつつ、審査期間を保っていくためにはどれだけの先行意匠調査が必要であり、可能なのか、見極めなければいけない時期に差し掛かってきています。

一方、先行意匠調査では、意匠の把握、要部認定、各分

野における過去からの類否判断経緯、創作性の判断などなど、出願の理解や分野への精通が必須であり、審査官は担当分野の情報を整理し、迅速適確な審査を行ってきました。ただ、そこには審査資料調査員の導入、審査の機械化、新運用の導入などが行われ、さらに審査官の知識をもとに積み上げた体制すべてが有効に作用した結果であると言えます。

今回、ここでは意匠審査での先行意匠調査のすべてについて知っていただくために、極基本的な事項から具体的運用事項までを広く浅く網羅的に記していきます。意匠法や意匠審査基準に始まって、意匠検索システム操作手順書や意匠審査改革報告書から120年史までも紐解き、現在行っている先行意匠調査の概要を示したうえで、過去からの変遷や今後の課題にも触れていきます。

II. 先行意匠調査の概要

1. 何のために、何を調査するのか

先行意匠調査は、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件(意匠法第3条第1項各号及び第2項等)、先願の要件(意匠法第9条)及び関連意匠の要件(意匠法第10条)の判断に資する先行意匠等を発見するために行います。

それぞれの内容について意匠法では次のように規定しています。

(1) 登録要件

意匠法第3条では、意匠が新規なものであることを要するというのが1項に規定されています。具体的には意匠

登録出願前に日本国内又は外国において公知である意匠（一号）、又は意匠登録出願前に日本国内又は外国において、刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠（二号）は、たとえ自己の創作した意匠で自らが公開したものであっても新規性を喪失したものとなり、その意匠と同一の意匠に該当するものについて意匠登録出願をしても、意匠登録を受けることができないとしています。また、それらの意匠と類似する意匠（三号）に該当するものについても同様に意匠登録を受けることはできません。そして新規な意匠であったとしても、日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に創作をすることができた意匠も意匠登録を受けることができません（2項）。

したがって、意匠法第3条第1項各号に掲げられる新規性、第3条第2項に掲げられる創作非容易性の登録要件を満たしているか否かを確認するには、過去に存在した意匠を調べるために、日本国特許庁が発行する公報を含む世界中の公知文献をもって先行意匠調査する必要があるのです。

（2）先願

意匠登録制度は、新たな意匠の創作に対し一定期間独占権を付与するものです。したがって、一の創作について二以上の権利を認めるべきではありません。

意匠法第9条は、そのような重複した権利を排除する趣旨から、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があったときには、一の意匠登録出願人のみが意匠登録を受けることができる旨規定したものです。意匠法第9条に掲げられる要件を満たしているか否かを確認するためには、先に出願された意匠登録出願を漏らすことなく先行意匠調査する必要があるのです。

（3）関連意匠

意匠法第9条では、重複した権利を排除する趣旨から一の創作について二以上の権利を認めるべきではないとしています。デザインの開発においては、ひとつのデザインコンセプトから多くのバリエーションの意匠が創作されるという創作実態があります。これらバリエーションの意匠については、本意匠に係る意匠公報の発行の日前までに同一出願人から出願され、かつ、類似する場合に限り、同等の価値を有するものとして、例外的に関連意匠としてこれを保護し、各々の意匠について権利行使することが可能となっています。

したがって、意匠法第10条に掲げられる要件を満たし

関連の関係とすべき意匠が存在するか否かを確認するためには、先に出願された意匠登録出願を漏らすことなく先行意匠調査する必要があるのです。

2. 先行意匠との類似とは

前項の先行意匠調査の必要性の中でも記述していますが、意匠登録を受けるためには公然知られた意匠や刊行物に記載された意匠と同一の意匠でないことはもちろんのこと、それらに類似する意匠でないことも必要なことから、先行意匠調査では類似する意匠まで調査範囲を広げていきます。一言で類似と言っても、意匠では「形態の類似」と「物品（の用途及び機能）の類似」について考えなければなりません。

意匠審査基準では、意匠審査における類否判断を下記の観点によって行くと整理しています。

- (A) 対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断
- (B) 対比する両意匠の形態の認定
- (C) 形態の共通点及び差異点の認定
- (D) 形態の共通点及び差異点の個別評価
- (E) 意匠全体としての類否判断

（1）物品の用途・機能の類似

(A) は物品の用途・機能の類否の観点です。意匠とは物品の形態であることから、意匠の類似は、対比する意匠同士に意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であることを前提としています。具体的な物品に表された形態の価値を評価する範囲において、用途・機能に共通性がある物品であれば、物品の用途・機能に類似性があると判断します。

意匠に係る物品の用途及び機能に共通性がない場合には、たとえ形態が同一であったとしても意匠は類似しないということになります。

（2）形態の類否

(B)～(E) は形態の類否の観点です。(B) 及び (C) によって意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）及び各部の形態における共通点及び差異点を細部まで洗い出し、(D) では具体的に各共通点、差異点の対比観察を行い、(E) で意匠を全体として観察しながら類否判断を行っています。

〈形態の共通点、差異点の個別評価〉

具体的に (D) は、各共通点及び差異点における形態に関し、①その形態を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価と、②先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価を行います。

各共通点及び差異点における形態が①及び②の観点からみてどの程度注意を引くものなのかを検討することによ

り、各共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさを判断します。

〈先行意匠群との対比による評価〉

出願意匠と引用意匠の各共通点及び差異点における形態が、先行意匠群と対比した場合に、注意を引きやすい形態か否かを評価します。形態が注意を引きやすいものか否かは、同じ形態を持つ公知意匠の数や、他の一般的に見られる形態とどの程度異なった形態であるか、又その形態の創作的価値の高さによって変わります。

〔先行意匠調査を前提とする共通点の評価〕

出願の意匠と引用意匠の各共通点における形態が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様であった場合には、その形態は特徴的な形態とはいえません。したがって、他の先行意匠においても見られる形態ではあるが、ごく普通に見られるありふれた態様とはいえない場合と比べて、その形態が注意を引く程度は小さくなります。いずれの場合も、ありふれた形態や、公然知られた形態を単純に除外することはしません。

〔先行意匠調査を前提とする差異点の評価〕

出願の意匠と引用意匠との対比によって認定される各差異点における形態が、他の先行意匠には見られない新規な形態であって、創作的価値が高いと認められる場合、その形態は、過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引くものとなります。各差異点における形態が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様である場合は、その形態は、強く注意を引くものとはなり得ません。ただし、ありふれた形態や公知形態の組合せによっては、その組合せの態様が、注意を引く場合もあります。

〈意匠全体としての類否判断〉

意匠の形態における各共通点及び差異点についての個別評価に基づき、意匠全体として対比する意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断します。意匠は、全体が有機的なつながりを持って結合されたものですから、各共通点及び差異点を個別に評価するだけでは、類否を判断することはできず、各形態の組合せにも注意しつつ共通点及び差異点を総合的に検討した場合に、それら共通点及び差異点が意匠全体の美感の類否に対し、どのような影響を与えているかを評価します。

共通点及び差異点の評価は、意匠全体の美感に与える影響の大きさを相対的に評価し、影響の大きい部分にあたる共通点や差異点は類否判断に大きな影響を与えることになります。ただし、意匠全体の形態（基本的構成態様）は、意匠の骨格ともいえるものであるため原則として共通する必要があります。ただし、先行意匠が多数あるなどで基本

的構成態様がありふれている場合などは、類否判断に与える影響が小さくなる場合もあります。同様に各共通点や差異点についても先行する公知意匠との関係において、類否判断への影響の度合いは変わります。先行意匠調査によって得られた周辺の意匠をつぶさに観察することでサーチ（審査判断）時点での類否判断の方向が見えてきます。

3. 創作非容易性の判断材料となる先行意匠とは

登録意匠は容易に創作できるものであってはなりません。創作性の高い意匠を的確に保護するために、日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下、“公然知られた～”）に基づいて容易に創作できた意匠については登録できないと規定しています。

ここでいう“公然知られた”とは、

- (A) 日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合
- (B) 日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

これらは新規性の判断とは異なり、物品の類否を問いません。

また、公然知られたもののうち、その名称をいえば、証拠を出すまでもなく思い浮かべることができる状態のものを“広く知られた”といいます。

日本国内又は外国において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、それ自体単独で広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合はもちろん、広く知られた意匠に表された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合についても、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として創作非容易性の判断の基礎とすることができます。

〈創作非容易性の判断の基礎となる資料〉

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は公然知られた意匠を、創作非容易性の判断の基礎となる意匠資料として意匠登録出願人へ提示する必要があります。つまり、先行意匠調査によって、根拠となる先行意匠が一通り揃っていることが判断の前提となります。一方、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は広く知られた意匠については創作非容易性の判断の基礎とする場合であっても必ずしも証拠の提示を要しません。

〈当業者にとってありふれた手法であることを示す資料〉

創作容易な意匠というためには、当業者にとってありふれた手法によって創作されたという事実を要します。たとえば、①意匠の構成要素の一部を他の意匠に単に置き換える手法や②複数の意匠を単に組み合わせて一つの意匠にす

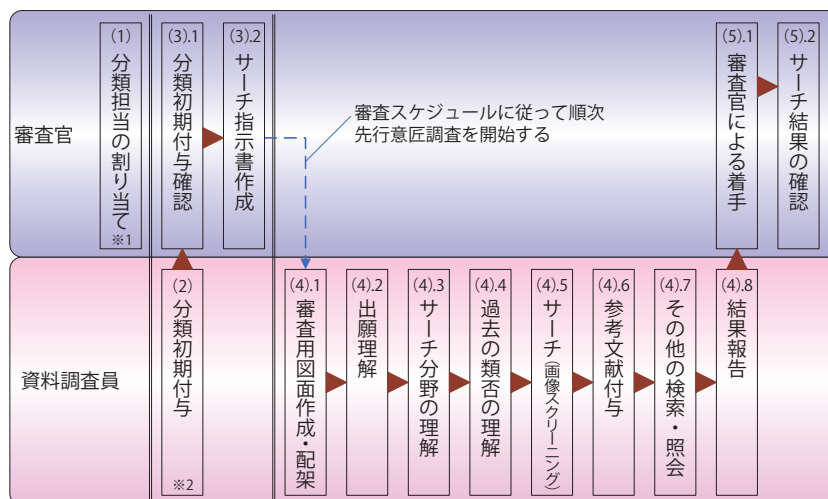
る手法、③構成要素の配置や構成比率を変更する手法等々がありふれた手法であることを、先行する事例によって示す必要があります。したがって、原則、当業者にとってありふれた手法であることを示す具体的な事実を出願人に提示するため、先行意匠調査によって根拠となる先行意匠例等が一通り揃っていることが判断の前提となります。

ここまで1.～3.をふまえて、先行意匠調査を行う事に

なります。次に審査運用について紹介します。

4. 意匠審査部での運用概要

意匠審査部で現在行っている先行意匠調査の運用は以下のフロー図の通りです。先行意匠調査において重要な鍵となる分類に関する運用も含めて以下に紹介します。



※1 年度当初に所属長によって決定する。四半期毎に見直し等あり。
 ※2 意匠登録出願が意匠検索DBに蓄積され次第、随時速やかに行う。

【先行意匠調査のフロー】

(1) 分類担当の割り当て

①審査官

意匠審査官には、基本的に年度当初、日本意匠分類によって個々に担当分類が割り当てられます。割り当ては重複することなく、自分の担当分類については自分1人で分類管理や案件管理を行い審査を進めます。

分類	担当官	コード
D7 300-393	上島 [藤]	T159
D7 40-49	上島 [藤]	T159
D7 50-59	上島 [藤]	T159
D9 0-17	上島 [藤]	T159
E0 0-19	平田	4825
E1 00-79	富永	9503
E2 0-29	富永	9503
E2 300-39	小林 [藤木]	T220
E2 400-7	富永	9503

【意匠審査官の分類分担】

②審査資料調査員

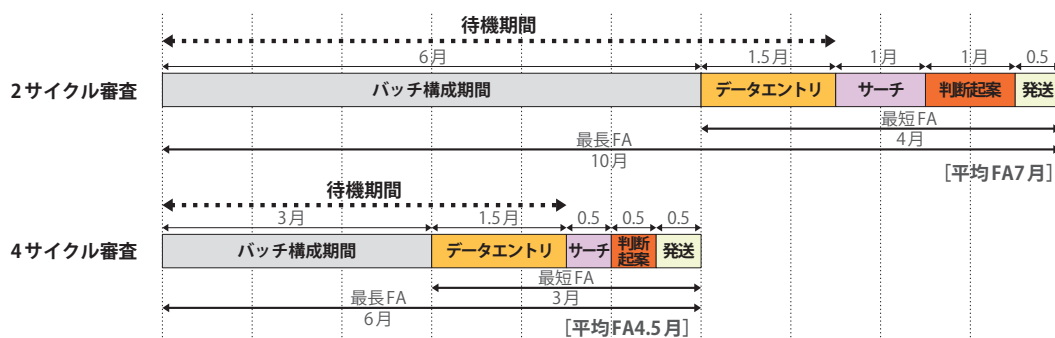
審査資料調査員（以下、資料調査員という）は、先行意匠調査を行うサーチャーです。基本的に年度当初、先行意

匠調査を担当する日本意匠分類（審査バッチ）が個々に割り当てられ、年間（半期毎）スケジュールが組まれます。スケジュールに則り、審査官からのサーチ指示に従って審査資料をサーチし、参考文献を付与していきます。

〈バッチ審査〉

特許審査は、出願を一件ずつ審査する各件審査ですが、意匠審査で各件審査を行った場合、同種の意匠の審査を行うたびに、同種の先行意匠調査を繰り返す必要があるうえ、都度先例の判断を確認参照しなければならず手間がかかってしまいます。そこで、意匠登録出願は外観に関わるもので出願内容は一目瞭然であるという特徴を生かし、少人数で大量のサーチを短時間で効率的に行うために、ある一定の期間範囲及び分類範囲に出願された案件をまとめて審査しているのです。この手法をバッチ審査と呼んでいます。また、一度に審査を行う単位を審査バッチと呼びます。同じバッチを年間2回行うことを2サイクル審査と呼びます。現在は2サイクル審査を基本に、分野特性によって4サイクルを併用しています。多サイクルなほど審査期間は短くなりますが、サーチ負担が増えます。

審査バッチは、出願予測件数や審査資料数を過去の統計から導き出し、先行意匠調査が開始からおおよそ半月～



【審査サイクルのイメージ】

一か月程度で完了できるよう、また、サーチ効率の観点から物品が共通する範囲をも考慮して分類範囲を定め、審査官、資料調査員それぞれのスケジュールを所属長が策定します。

(2) 分類初期付与

先行意匠調査では、主に日本意匠分類とDタームを用いて審査資料を検索します。日本意匠分類の正確な付与が先行意匠調査の正否を左右すると言えます。

そもそも日本意匠分類は、権利範囲などを示唆するものではなく、物品の用途の概念を主として用い、必要に応じて機能、形態の概念を用いて細分化した検索用の記号です。

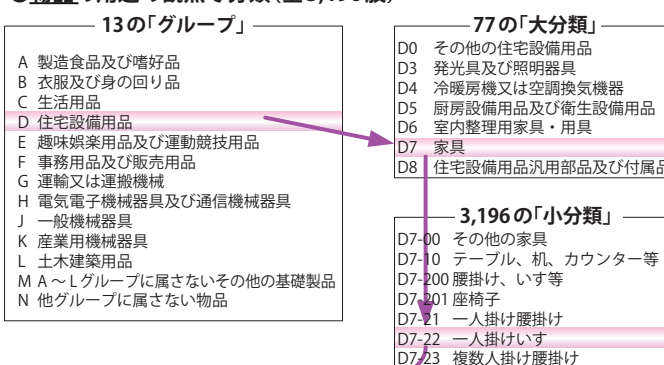
意匠課では意匠登録出願のみならず、意匠検索システムに蓄積する公知資料等にも日本意匠分類とDタームを付与

しています。日本意匠分類は一つの意匠に一つだけ付与します。意匠登録出願は一意匠一出願であるため、一つの出願には一つのカテゴリが付与されることになるのです。一方、Dタームは、日本意匠分類とは別の検索記号ですが、日本意匠分類の下位に展開する構成となっており、該当する日本意匠分類にDタームが展開されている場合には、該当するDタームをすべて(複数)付与します。

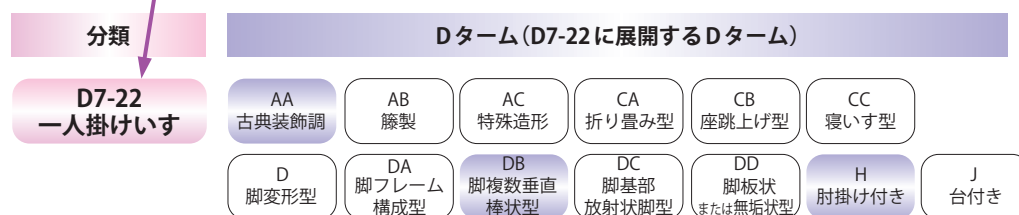
分類付与の際は、まず付与対象の意匠を把握する必要があります。願書及び添付図面から物品の使用目的、使用方法、大きさ、形態から、用途、機能を読み解き、その用途、機能から該当する日本意匠分類の一つを付与します。また、形態的特徴等によって該当するDタームをすべて(複数可)付与します。



●物品の用途の観点で分類(全3,196肢)



●分類の下位に形態等の観点でDタームを細展開(全1,840肢)



【日本意匠分類とDターム】

(3) 分類初期付与確認、サーチ指示書作成

意匠課分類担当によって初期付与が行われた意匠登録出願は、付与された分類の担当審査官が付与内容の妥当性を確認し、誤っていれば分類の修正依頼をすることで付与ミスの指摘を行い、付与精度向上を図っています。分類付与が迅速かつ正確に行われることが、適確な先行意匠調査の鍵となります。

分類が確定した出願は、確定した分類の担当審査官が速

やかに資料調査員へのサーチ指示書を作成することになります。

サーチ指示書には以下の事項を入力します。

- ①サーチ指示分類：先行意匠調査が必要な分類をすべて入力
- ②サーチ指示内容：本願意匠の特徴や要部の示唆、具体的なサーチの観点を入力
- ③サーチ指示図面：図面上でサーチ観点を特定し指示等を入力

<サーチ指示図面>
審査官がサーチ指示を図や記号等で入力。

<サーチ結果報告>
資料調査員がサーチ終了時に入力する。

<文庫一覧>
サーチ指示書が未作成の文庫リスト。

<書誌事項>
文庫一覧で選択した案件の書誌情報。

<サーチ指示内容>
審査官がサーチ指示を文章で入力。

<サーチ指示分類>
サーチが必要な分類を審査官が入力。

【サーチ指示書】

サーチする資料の年月範囲を絞って指示する場合に入力

左側の操作部で選択、入力した指示内容を表示

過去に指示分類の中から引用意匠や参考意匠になった実績数を表示

当該出願と同じ分類の出願に対して、過去に指示した実績のある分類を自動的に表示

分類樹形図から指示分類を選択

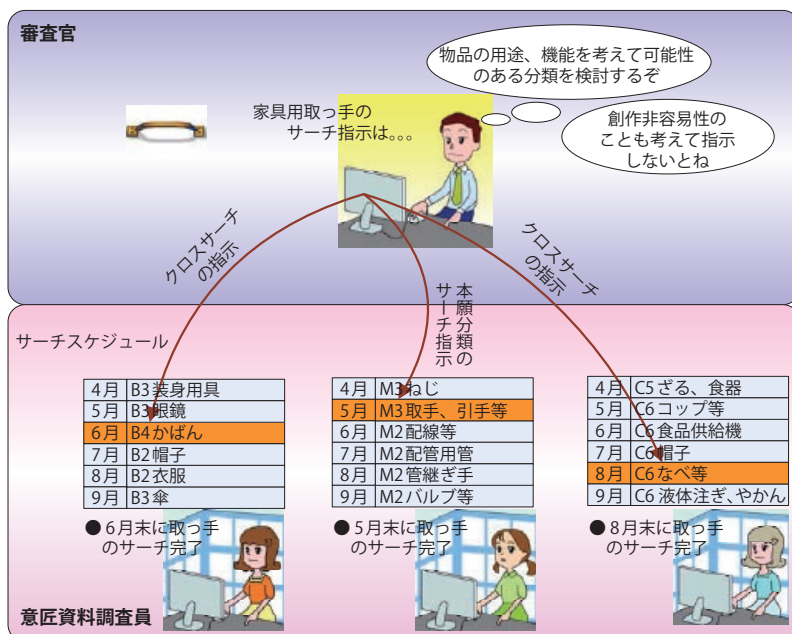
サーチする文献種別や新旧分類の範囲を絞って指示する場合に選択

【サーチ分類の指示イメージ】

〈クロスサーチ〉

当該出願の属する分類以外の分類をサーチすること、若しくは、バッチの範囲を超えて他バッチに該当する分類をサーチすることです。

意匠審査官は、各出願の物品性や形態の特徴を把握したうえで、当該出願に付与されている分類以外にも審査官としての知識、経験及び本願意匠の属する分野における過去の意匠登録出願の審査判断に基づき、用途・機能が共通する物品が含まれる分類についても調査すべき範囲として漏れなく指示します。ここでの指示漏れは再サーチや追加サーチの原因になるため、審査遅延を招かないためにも高度な専門性と正確性が求められます。



【クロスサーチ指示のイメージ】

〈例〉クロスサーチが必要な例

- 自動車おもちゃ → 乗用自動車
- 熊の置物 → 熊のおもちゃ、熊のキーホルダー
- 取っ手 → 建具用取っ手、家具用取っ手、かばん用取っ手
- 画像意匠 → 基本的に全分類の画像分類が付与されている資料すべて

〈例〉クロスサーチを必要としない例

- 眼鏡 この分類に一般的な眼鏡のほか、医療用、工業用などの眼鏡も含まれるため通常はクロスが不要。
- 携帯電話 所謂ガラ携と言われる携帯電話は通常クロスが不要。スマートフォン型の場合は表示機付き電子計算機(携帯型)などのクロスが必要。
- 腕時計、レース地 この分類以外に同様の物品がないことからクロス不要。

注：用途や形状によってクロスサーチが必要な場合もあります。

(4) サーチ(資料調査員業務)

①先行意匠調査の開始、審査用図面作成・配架

資料調査員は、年間スケジュールに従って審査バッチの先行意匠調査を開始します。

出願意匠毎に配架用図面(A4版1枚の縮刷図面)を作成し、配架パネルに配架します。

その際、出願意匠の特徴から同種のものをグループ化して、まとめながら配架します。これにより配架した意匠が見やすくなるうえ、サーチを効率的、効果的に行うことができ、漏れの少ないサーチが可能となります。

POINT!

サーチカバー率

近年の意匠登録出願の引用例の傾向から、重点的にサーチしなければならない範囲(遡り期間)を明確にすることで、サーチの効率化を図るための指標です。

現在研究段階にあるこのサーチカバー率は、各分類毎に割り出されるもので、各分類の意匠登録出願に対して通知された拒絶理由において引用例として用いられた資料のうち最も古い公知日の資料を基準(基準公知日)とし、現在年から遡って基準公知日の年までをサーチカバー率100%として得る数値です。たとえば、発展が著しい電子機器などの分野では、50年前の資料をサーチしても類似する形状の資料が見つかることはなく、サーチカバー率100%の年まで(例えば遡ること20年分まで)をサーチすれば、先行資料調査としてはおよそ十分であるといえます。更に遡ってのサーチが必要な形態の出願がある場合には、個々の出願のサーチ指示書に遡り範囲を別途指示することで効率的な先行意匠調査が行えます。

②出願意匠の理解、分野の理解、過去の類否の理解

意匠登録出願では、出願人がその意匠において重要と考える形態や、その物品において重視される部分についての説明を記載することを出願人に求めています。よって、審査官は、まず、先行意匠調査を行う審査資料の範囲の設定や、参考文献の抽出のために、先行意匠調査に先立って、

願書の記載及び願書に添付した図面等に基づき、自らその意匠の形態について注意を引く部分や注意を引く程度を推測する必要があります。その推測においては、関連意匠の意匠登録出願の場合は、本意匠との形態上の共通点、また、意匠登録出願に特徴記載書（任意提出）が提出されている場合は、特徴記載書の内容も参考にします。そして以下を行います。

- a. サーチ指示書を参照しながら出願意匠の理解を深めます。
- b. 審査バッチが属する分野の物品特性や形態特性を理解するために、近年の出願傾向を照会したり、専門書籍を読むなどして分野の理解を深めます。これにより当該分野でよくある形状、よく用いられる創作手法、需要者の主な視点などを把握することを目指します。
- c. 意匠検索システムでは、過去の審査の結果として出願意匠とその引例に用いられた意匠（本願－引例照会）、本意匠と関連意匠（本願－関連照会）を分類で検索して、過去の類似の状況を一括して照会できます。当該分野のサーチ前などには、当該分野での過去の類否判断結果を照会することで類否判断のポイントを把握することができうえ、要部の所在、類似範囲を理解する一助となります。これにより脈々と続く類否判断をぶれることなく継続、維持することを目指します。

POINT!

類否判断は変化する

意匠の類否判断の基本的な論理は変わりませんが、対比する2つの意匠を含む物品分野の意匠の変遷等の状況によっては、いつまでも同様の結論になるとは限りません。

つまり、一般的には対比する2つの意匠の共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさについての評価が、同一物品分野の既存の判断事例と同様の場合には、過去の類否判断事例と同様な結果となります。

しかし、意匠の類否判断は、その他の部分を含む意匠全体について行うものであるため、対比する2つの意匠が、既存の判断事例と同様の共通点あるいは差異点を有していたとしても、それらが物品特性等からみて、意匠全体の中で注意を引く部分における共通点又は差異点なのか否かの認定及びその注意を引く程度についての評価は、いつまでも同じというわけではないのです。また、先行公知意匠は日々累積されるものであるため、当該先行公知意匠群との対比に基づく評価はいつまでも同じというわけではありません。このように、同様の共通点・差異点を有していても、それらが類否判断に与える影響の大きさについての評価は常に同じとは限らないことから、同一物品分野における既存の類否判断事例であっても、その結論のみを別の事例に単純には適用できません。

③サーチ（画像スクリーニング）

意匠検索システムに蓄積されている出願資料、公知資料（国内外の図書・雑誌、国内外のカタログ、外国意匠公報、インターネット上のホームページ）、特実資料を検索・スクリーニングし、配架した出願意匠と対比しながら類似する意匠の有無についてサーチします。

サーチ指示書で別途、特実検索システムでのサーチや、図書雑誌の原本や外国公報の原本サーチが指示されている場合には、それらのサーチも合わせて行います。

当該バッチにおけるサーチポイントは「バッチ指示書」に記載しています。そのバッチ全体についてのサーチ範囲年、サーチの順序、バッチ内の出願に対して共通するサーチ観点や指示内容等に従ってサーチします。

個々の出願のサーチポイントについては「サーチ指示書」に記載しています。各出願固有の追加サーチ範囲や追加の観点等は、サーチ指示書に従ってサーチを行います。

POINT!

一般的な類否判断のポイント

- イ、見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。
- ロ、ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。
- ハ、大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。
- ニ、材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。
- ホ、色彩のみの違いは、形状又は模様の変異に比してほとんど影響を与えない。
- ヘ、部分意匠の場合、意匠全体のなかにおける部分の位置、大きさ、範囲も考慮するが、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

④参考文献付与

本願意匠の新規性、創作非容易性等の判断に資する先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献といいます。本願意匠と意匠全体として又は各部の形態において共通する点が認められる先行意匠等を発見した場合、それが掲載されている審査資料をシステム上に当該出願の参考文献として登録します。また、審査官が本願意匠及びその意匠の属する分野を理解するための参考とした先行意匠等が掲載されている審査資料がある場合には、それらもシステム上に当該出願の参考文献として登録します。

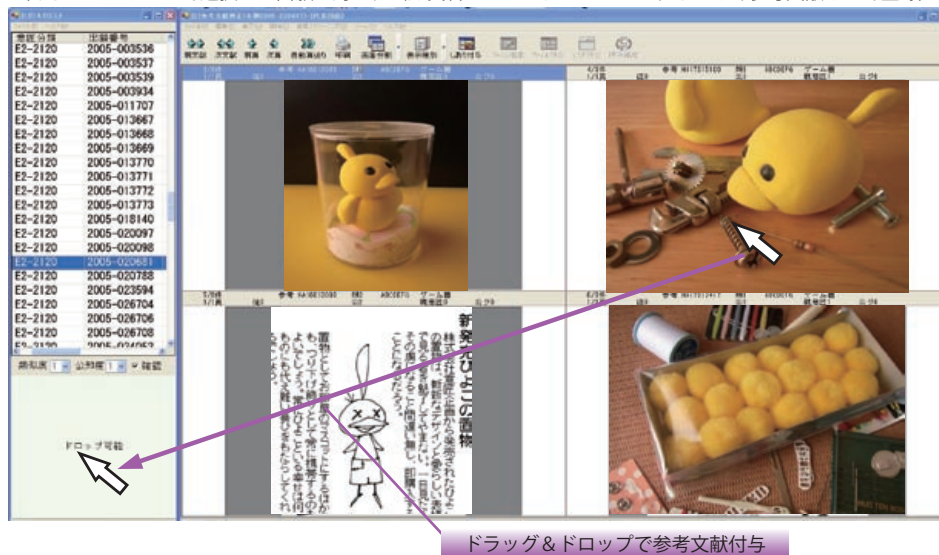
参考文献には、出願意匠との類似関係を1～9の類似度と呼ばれる数値によって重み付けを行います。重み付けの基準は分野特性に応じて変化がありますが、資料調査員の場合、標準的には3段階設定します。参考文献が多数あり、

多段階の方が整理しやすい場合には5段階設定することもあります。

また、引用例には直接使用できませんが拒絶が確定した先願に係る意匠についても参考文献付与します。この拒絶先願は、さらに引用意匠や参考意匠を照会する端緒とな

り、サーチ漏れを防ぐ効果や過去の類否関係を確認できるという効果が期待できます。さらに、同時に配架している出願の意匠の中に類似する意匠があれば、それらも参考文献として付与します。

(あらかじめリストで選択した出願に対し、公知資料をドラッグ&ドロップすることで参考文献として登録)



【意匠検索システムでの参考文献付与操作のイメージ】

POINT!

公知意匠における見えない部分の評価

雑誌やカタログ、インターネットから抽出した資料は、たいてい立体的に見える図(斜視図)や写真が一つ、つまり立体の3面が見える図が一つある程度です。出願のように6方向から見た写真が揃っていることはまずありません。見えない部分については、出願意匠との対比ができませんが、引用意匠の要旨の認定に当たって、本願意匠の物品分野の常識的な知識及びその分野の当業者の知識や同時掲載の情報を参酌して引用意匠の要旨を認定することには問題ありません。

〔判決例 H13(行ケ) 271「長靴」などあり〕

⑤その他の検索・照会機能の利用

意匠審査部における先行意匠調査では、意匠検索システムに備えられた以下の拡張スクリーニング機能を駆使することで、サーチの信頼性を高めています。

〈同人検索・照会〉

照会中の当該出願資料と同一の申請人識別番号を有する出願を一括して照会できる機能です。日本意匠分類が異なる同一出願人の類似する意匠の有無を確認し、関連意匠とすべき出願を見落とさないために照会します。また、同一出願人は、モデルチェンジやバリエーション展開で似たよ

うな意匠を出願している場合が多いため、類否判断事例として参考になります。

〈拒絶例照会〉

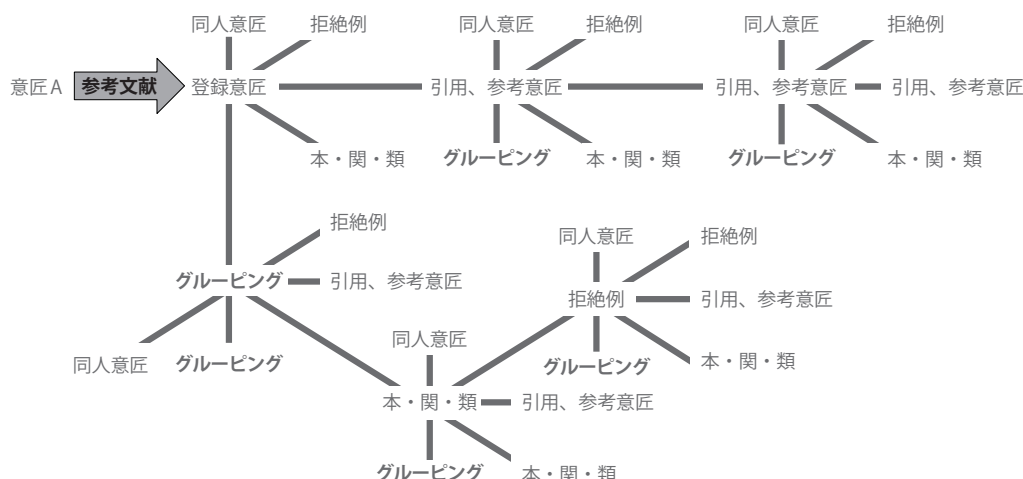
照会中の当該出願や当該公知資料を引用例として用い、拒絶理由を通知した実績のある出願を照会することができる機能です。過去の引例実績から類似の範囲を知ることができるうえ、類似する意匠を芋づる式に照会することでサーチ漏れを防止できます。

〈引例参考文献検索・照会〉

照会中の当該出願資料に付与されている引用文献や参考文献を一括して照会することができる機能です。過去の出願とその引例の関係を照会することで類似の範囲を知ることができるほか、出願とその参考文献の関係を照会することで参考文献付与すべき範囲を知ることができたり、類似する意匠を芋づる式に照会することでサーチ漏れを防止できます。

〈本願関連検索〉

照会中の当該出願資料と関連意匠の関係にある出願を一括して照会することができる機能であり、関連意匠出願の存在を知ることができるうえ、類似する意匠を芋づる式に照会することでサーチ漏れを防止できます。



【意匠検索システムでの拡張スクリーニングの関連性イメージ】

〈グループ検索・照会〉

意匠検索DBでは照会中の当該出願意匠の実施品にあたる公知資料や同一意匠の外国公報などがグループ化されており、当該出願・公知資料からこれらグループ化された資料を一括して照会することができる機能です。類似する意匠を芋づる式に照会することで検索漏れを防止できます。

〈栞（しおり）照会〉

意匠検索DBに蓄積されている全ての資料には、任意に栞を付与することができます。栞には名称を付けることができ、代表分類を登録することも可能です。栞は日本意匠分類や文献種別に拘束されず、横断的に付与できるため、同一名の栞を付与した資料を後日一括して照会することが可能となります。

審査資料数は、年々増大していく一方で、蓄積されている全ての資料を毎年繰り返し見るだけでは、年を経る事に検索効率は落ちていきます。検索の効率化に向けて、栞によって審査資料をグループ化することで、効率の良い検索を行うための環境整備を行っています。

〈特実検索・照会〉

必要に応じて特実検索システムのクラスタ検索機能を用いてフルテキスト検索やIPC、FIを用いた検索を行い、主に図面頁スクリーニングを行います。特に技術的要素が多く含まれているような形状やシンプルな形状、同人による特実出願などの検索は重要です。

⑥結果報告

サーチの結果、判明した事実や発生した疑問点など、審査官が審査するうえで知る必要がある事項を報告書として記載します。例えば、サーチが完了した出願にとって、どの分類のどの年代の資料に同じ物品や同じタイプのものが

含まれているか。類似する意匠が全く無い場合には分類に誤りがある可能性がある旨などを記載します。

この報告を受けることで審査官は、サーチの的確性についての心証を得ることができます。的確性を欠く恐れがある場合にはサーチ観点を変えて、再サーチや他分類への追加サーチの必要性を検討することになります。

報告書にはそのほか、サーチ範囲分類、サーチ件数、サーチ日数なども記載し、次回以降のバッチにおける指示の際に有効となる基礎的情報を審査官及び審査長へ伝えます。

(5) 審査官による先行意匠調査結果の確認

資料調査員による先行意匠調査の完了後、審査官は審査スケジュールに則って当該バッチの審査に着手します。審査官は、サーチ指示書での指示に沿ったサーチ結果が得られているか否かに注意しながら、報告書を通読し参考文献照会を行います。

新規性、創作非容易性等を総合的に判断するために十分な先行意匠等が発見できなかった場合において、以下の例のように、新規性、創作非容易性等の判断に資する先行意匠等が発見される可能性がある調査手法が考えられるときは、調査の迅速性と的確性の両面を考慮したうえで、もっとも効率的に先行意匠を発見することが可能と想定される調査手法を追加します。

〈調査範囲拡大における先行意匠調査手法の例〉

- (i) 本願意匠の意匠に係る物品と用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品が含まれる可能性のある別の日本意匠分類がある場合は、その日本意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行います。
- (ii) 本願意匠の構成要素となる形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が表されている先行意匠等が含ま

れる可能性のある別の日本意匠分類がある場合は、その日本意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行います。

- (iii) 本願意匠が部品の意匠又は部分意匠であり、その部品又は「意匠登録を受けようとする部分」の形態が先行意匠の一部として開示された先行意匠が含まれる可能性のある物品を含む別の日本意匠分類がある場合は、その日本意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行います。
- (iv) 本願意匠の「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」又は「意匠の説明」の欄に、その物品の特徴を表すと認められる語句が記載されている場合は、その語句を「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」又は「意匠の説明」の欄に含む意匠登録出願及びその語句を「意匠に係る物品」に含む公知資料の調査を行います。
- (v) 本願意匠の意匠に係る物品に関連する特許の技術分野があり、その技術分野の公開特許公報及び登録実用新案公報等に当該物品の形態が表されている可能性がある場合は、その技術分野に属する公開特許公報及び登録実用新案公報等の調査をIPCやFI、Fターム等を利用して行います。
- (vi) 本願意匠が創作非容易性の登録要件を満たさない可能性がある場合は、必要に応じて、創作非容易性の判断の基礎となる資料及び当業者にとってありふれた手法であること等の根拠となる資料の調査を行います。
- (vii) 発見された先行意匠に参考文献が記録されている場合は、その先行意匠の参考文献の調査を行います。
- (viii) 意匠登録出願の出願人が過去に意匠登録出願をしている場合は、その過去の意匠登録出願及びその参考文献の調査を行います。

さらに、インターネットを利用して当該意匠が過去に公開されていないか、出願前に既に販売されている事実がないかなどについても必要に応じて調査し、発見した場合にはその事実を裏付ける資料があるか否かを調査を行います。

そして、本願意匠について、新規性、創作非容易性等を判断するのに十分な先行意匠等が発見されたとき、又は、調査範囲を拡大しても、有意義な先行意匠等を発見する可能性が非常に小さくなった時点で先行意匠調査を終了します。

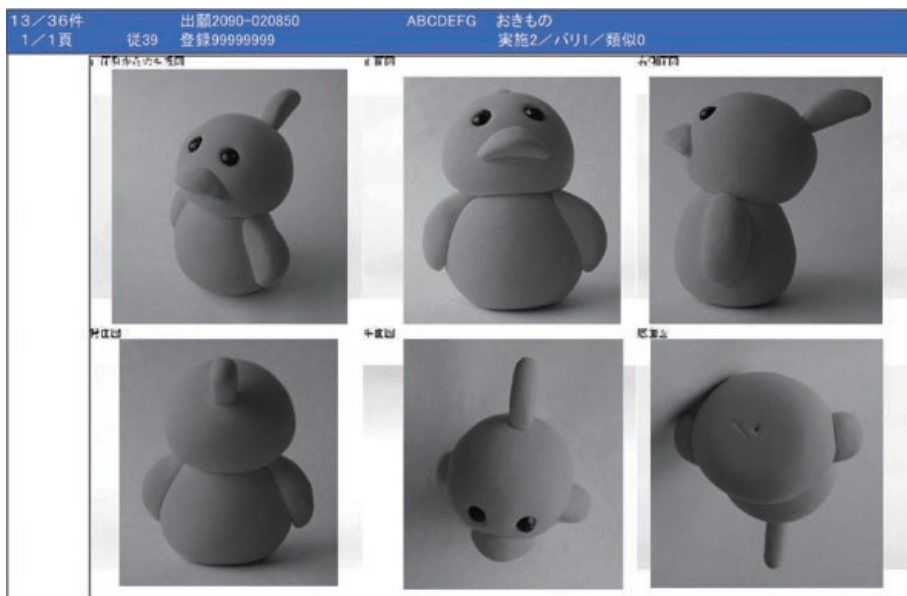
(6) 審査資料のメンテナンス

①代表図のメンテナンス

意匠検索システムでは、サーチを迅速に行えるよう、出願マスタ（記録ファイル）に蓄積されている、マスタ願書の先頭6図を一画像に編集した代表図を自動生成しています。代表図スクリーニングを行えば意匠がほぼ把握できる状態でサーチが可能です。代表図はスクリーニング効率を上げるために意匠検索DBだけに蓄積しているデータなので査定後も図面の入れ替えが可能であり、審査官や資料調査員は、先行意匠調査精度向上のために必要に応じて図面の入れ替えや並び替えを行います。

②付与分類のメンテナンス

日本意匠分類は、分類付与の定義をホームページで公開しています。定義は、新規物品の出現や、定義が曖昧であった物品の発見、出願の急増した物品の出現、などにより実情と定義がそぐわない状態になった場合、適宜毎年定義の見直しを行い、ホームページの掲載情報も更新しています。そして、意匠検索DBに蓄積している資料には最新の定義に適った分類に修正を行い、先行意匠調査の精度維持を図っています。



【代表図面のイメージ】

5. 現在の資料概要

(1) 収集している資料媒体等とその収集方法

審査判断を妥当なものとするためには、適確で信頼性の高い先行意匠調査が必要です。意匠審査部では、出願資料はもちろんのこと、世界中の公知文献等を収集、利用しています。

〈出願資料〉

明治22年以来特許庁に出願されたすべての意匠出願について図面及び書誌情報（戦前の資料に一部消失あり）を保有しています。平成11年までの出願のうち色付き図面やひな形・見本による出願は書面が原本であるため、それらは紙及び現物を意匠課で分類毎出願番号順で保管しています。平成12年以降については、基本、電子原本ですがひな形・見本のみ現物を原本として保管しています。

〈公知資料〉

・**内外国図書雑誌**：日本国内及び外国で出版されている図書や雑誌などの刊行物のうち、製品の画像が掲載されている文献や、審査分野の知識を高めるのに有効な文献など、意匠審査官が先行意匠調査及び審査に有用と認めた図書・雑誌を（独）工業所有権情報・研修館（以下INPITという）で一時購入又は定期購入し、受入、所蔵しています。

・**内外国カタログ**：日本国内及び外国で頒布されている紙製のカタログ（パンフレットやリーフレット、総合カタログを含む）が収集対象です。国内の主要な日刊新聞や専門新聞の新製品紹介覧から意匠審査に有用な新製品を見つけ出し、該当の製品カタログを収集するほか、国内外の主要な見本市や展示会で頒布されるカタログを現地で収集したものをINPITで購入し、受入、所蔵しています。なお、カタログは奥付（発行日）が不明確なものが多いことから、INPITの受入日を押印するほか、受入れ後に公証役場において確定日付の交付を受けています。

・**インターネット公知資料**：国内外の企業公式サイトや通販サイトなどインターネット上のサイトから新製品を掲載しているホームページ画像及び新製品の単体画像を抽出したものを意匠課で購入しています。

過去に意匠登録出願実績のあった日本国内及び外国の企業の公式サイトや大手通販サイト等のほか、意匠情報が掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるサイトのニュースリリースや新製品情報覧から、新製品を中心に意匠検索DBに未蓄積な製品を抽出しています。製品画像及び掲載ページの全景画像、そのサイトのトップページの画像データとURL、HTMLタイトル、企業名、タイムスタンプ取得日等を入力した書誌データを意匠課で購入し、受入、所蔵しています。

・**外国意匠公報**：特許庁が諸外国と相互交換で受け入れた

意匠公報（紙又は電子媒体）をINPITが所蔵しています。現在、意匠公報として受け入れているのは米国、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）、世界知的所有権機関（WIPO）、中国、韓国等の25か国・機関です。

(2) 意匠検索システムに蓄積している資料

先行意匠調査に特に有用な製品画像は、サーチ効率の向上のために書誌事項や検索キーを付与してデータ化し意匠検索DBに蓄積しています。

〈出願資料〉

特許庁が受理した意匠登録出願及び手続補正書から、書誌とイメージを自動的に意匠検索DBに蓄積しています。図面は原寸サイズ（JPEG、縦889dot×横1181dot以内、画素密度200dpi）でDBに蓄積しますが、先頭6図を画像で縮小表示する代表図面スクリーニングも可能です。

〈一般公知資料〉

図書・雑誌・カタログに掲載されている新製品を中心に、意匠検索DBに未蓄積な製品画像を意匠課分類担当（分類調査員等）が抽出しています。奥付記事及び製品の製造者、製品名などの書誌事項のほか公知資料番号や日本意匠分類・Dタームを付与し電子データ化して意匠検索DBに蓄積しています。製品単体の画像を代表図（JPEG、480dot×640dot）とし、表紙や奥付頁、関連する記事頁などの画像を各図（JPEG、縦889dot×横1181dot以内）として蓄積しています。

〈インターネット公知資料〉

収集したインターネット公知資料は全件、意匠検索DBに蓄積しています。製品画像及び掲載ページの全景、そのサイトのトップページの画像とURL、HTMLタイトル、企業名、タイムスタンプ取得日等を入力した書誌事項のほか公知資料番号や日本意匠分類・Dタームを付与し、電子データ化して意匠検索DBに蓄積しています。画像の蓄積は一般公知と同じです。

〈外国意匠公報〉

外国意匠公報は多数ありますが、中でも先進的なデザイン発信地域である欧米や、意匠登録件数が多い中国、韓国の公報については、先行意匠調査において効率的に検索を行う必要があるため意匠検索DBに蓄積しています。

複数意匠一出願制度を採っている国もありますが、電子データ化の際は一意匠単位で抽出し、基本的に斜視図を代表図として入力して、全図は一図毎に各図として入力しています。

書誌事項には、物品名の和訳、当該国の登録番号、媒体番号（相互交換分）のほか公知資料番号や日本意匠分類・Dタームを付与して意匠検索DBに蓄積しています。

〈特許、実用新案資料〉

特実検索システムを利用した先行意匠調査において意匠審査に有用な公報を発見したとき、審査官は意匠検索システムに当該公報の公開番号又は登録番号を入力し、意匠検索DBに書誌事項を蓄積しています。これにより、以降、蓄積した書誌事項をキーにして特実検索DBへリンクし、当該特実公報の画像を意匠検索システムで照会することが可能になります。

平成11(1999)年までは、意匠審査に有用な図が掲載されている実用新案公開公報及び登録実用新案公報を抽出し日本意匠分類を付与してデータ化する事業を外注していました。

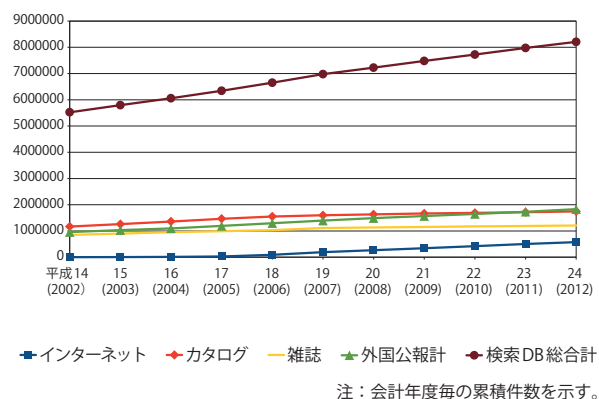
(3) 資料数・蓄積期間

公知資料は年間約22万件もの量を作成していますが、先行意匠調査を速やかに漏れなく行えるよう、公知資料はスピードを重視して作成する必要があります。原本収集から意匠検索DB蓄積までの期間は以下の通りです。

一般公知資料：約3週間～8週間

インターネット公知資料：3週間～5週間

外国意匠公報：4週間～6週間



【意匠検索DB累積蓄積資料数】

Ⅲ. 過去から現在への変遷

1. 2000年PL以前

(1) 大バッチ審査

私が入庁した平成7(1995)年は、意匠登録出願の出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間(FA期間)は、24.1か月と約2年を要していました。このときの審査のやり方は、1つの分野について1年間に1回審査を行う「1サイクル審査」であり、1バッチあたり200件ほどの出願に対しての先行意匠調査を一括して行う、所謂大バッチ審査を行っていました。

先行意匠調査は、基本的に審査官自らが行うことが原則でしたが、審査資料の多い分野などに限り、資料調査員が公知資料を中心に一部の資料のサーチを支援していました。

(2) 先行意匠調査の資料

先行意匠調査に用いる審査資料は、明治以降の出願資料を日本意匠分類毎に綴った帳簿や、昭和40(1965)年以降の公知資料の製品画像を印画紙(IBMパンチカードサイズ)に焼き付け日本意匠分類毎に管理する公知資料カード、昭和60(1985)年以降の公開実用新案公報を日本意匠分類毎に綴った帳簿、といった資料を用いて紙資料によるサーチを行っていました。

紙資料の問題としては、出願資料の場合には、願書、補正書、登録公報などを都度差し込む手間が掛かることや、公知資料等も含めた全ての資料においても分類変更や資料修正を行う場合には、紙資料の入れ替えや差し替えの手間が必要なことでした。

また、資料は一式しかないため複数人が同時に資料にアクセスできないなどの効率の悪さがあるうえ、先行意匠調査の結果導き出された参考文献や引用文献などの情報を効率的に記録したり、残したり、照会したりすることができないため分野全体の類否判断の全貌が見えにくいという欠点がありました。

(3) 審査の高速化への要望

昭和34年法以降、産業構造の質的变化や生活文化の変化等に伴ってデザインの対象が急速に拡大し、デザイン意識が向上してきたため、意匠権の早期発生・強化等に対する要請が日に日に強まっていました。この要請に応えるため、平成元年に策定された意匠登録1年化計画(DR1計画)は3期計画で、平成12(2000)年までにFA12を達成し平成14(2002)年までにDR1を達成することを目標とし、ペーパーレス化推進、方式審査の改善、起案システム構築などを計画しました。3期計画の1期と2期の端境期にあたる平成7(1995)年には、意匠制度への要望について広く議論した「意匠制度ラウンドテーブル(満田重昭千葉大学教授座長)」が開催され、その報告書の中においても、早期保護の要請として審査の平均要処理期間の短縮が第一の要請として上げられました。これが2期計画への弾みとなり、意匠課は期間短縮へ向けた着実な運用改善を進めることとなりました。

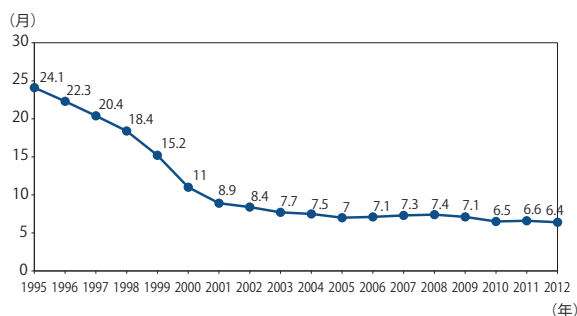
さらに、この報告書では、それまで「周知(公知より更に広く知られた)の形態から容易な創作」を拒絶していた創作容易の要件を「公知意匠から容易な創作」に変更して水準の高い意匠登録の拡大を図るべきとの指摘がなされ、それが平成10年意匠法改正において規定されました。しかし、反面、先行意匠調査においては公知資料等のサーチ負担が増加することにもなりました。

(4) 要望への対応

(ア) 機械化の推進

昭和59年4月に開始された特許庁ペーパーレス計画の基本理念は、出願書類及び特許文献等を従来の紙媒体としての原本から電子原本化し、積極的な機械処理の導入と共にマルチアクセスと紙による物流の廃止を目指したものであり、出願から審査、そして特許等の権利化情報までを電子化して特許庁内外の業務の効率化を図るものでした。

その中で、意匠審査の機械化については、昭和59年に基本計画を策定し、事務処理系の開発は据え置き、まだ標準的技術の確立が成されていなかったカラーハーフトーン画像を扱う検索システムの開発に特化して行うことを決めました。開発は進み、平成7(1995)年には意匠検索DBへの審査資料の蓄積数は全体の1/6程度にまで達しましたが、機械化審査室であった産業機器でさえも公知資料はもとより出願資料に至っても全図面の蓄積が完了しておらず、さらに、新願や補正書のデータ追加が月1回更新であったため、サーチ漏れを防ぐには依然紙資料での先行意匠調査を必要としていました。その後平成10年までに全審査室が機械化審査室に移行し、スクリーニング速度の高速化も図られ、本格的にマルチアクセスが可能となったうえ、サーチや参考文献付与が一貫してシステム上で行えるようになり、過去の類否関係や本意匠一関連の関係が簡単に照会できるようになりました。これにより先行意匠調査の作業効率は飛躍的に向上し、FA期間の短縮に貢献しました。



注：FA(First Action) 期間：出願から最初の審査結果の通知が発送されるまでの期間。

【意匠審査の平均FA期間推移】

(イ) 先行意匠調査の負担軽減へ向けた検索キーの開発

機械検索の有効性を最大限生かし、増加する資料を効率良く検索するために、意匠検索システムの開発に併せ意匠ファセットターム(所謂旧Dターム)の開発を昭和61(1986)年に開始しました。機械検索効率向上のため意匠分類による細分化以上の細分化を必要とする分野、あるいは分野を越えた横断的サーチを必要とする場合に設定する機械検索専用の検索キーとして当初289テーマが作成されました。各テーマは、分野の特徴点をもって検索できる

よう、6つの観点(用途、機能、形状、模様、構造、材料)によって細分化し、複数の観点を掛け合わせることで、検索時の絞り込みがより一層可能となるよう作られました。

解析(付与)は、出願資料、公知資料(一部特実資料含む)について行われ、テーマ毎に過去全資料を対象として、新Dタームが施行される平成17(2005)年までに86テーマの解析が完了し先行意匠調査において利用され、サーチ効率の向上に貢献しました。

2. 2000年PL後

(1) 小バッチ審査

意匠審査では、全審査室の機械化を目前にした平成11(1999)年までに、全審査室で年2サイクルの審査を導入し、1バッチあたり出願100件ほどの小バッチ化を図りました。そしてペーパーレスシステムが稼働した平成12(2000)年にはFA期間1年以内を達成します。これらと併せ資料調査員の増員等を続けるなどして審査の効率化を図ることで審査期間を短縮し、平成17(2005)年以降はFA期間平均約7か月を維持し続けています。

この間、先行意匠調査は基本的に審査官自らが行うことが原則でしたが、資料調査員が下調査として出願資料、公知資料、特実資料のサーチを行いました。

(2) 資料の増加

平成12(2000)年に全審査室が機械化審査室となり、意匠検索DBには、出願資料の過去全件分の全図面、公知資料の平成元年以降のカード化資料全件、実用新案公報資料の昭和60年～平成11年発行分の意匠分類整備済み資料全件の蓄積が完了しました。

機械化されたことで審査の効率化は進みましたが、一方で審査資料の増加により、先行意匠調査の負担増という課題の解決を迫られる時期に至っていました。

資料の増加には、経年増加のほか、この時期より急速に普及が進んだインターネットによる広告媒体の拡大があげられます。意匠課でも平成14(2002)年よりインターネットからの公知資料作成を開始しましたが、情報に信頼性のある企業の公式ホームページだけをとりためても国境の無いインターネットの世界には無数のサイトが存在し、審査に有用なサイトを適確に見つけることに難航しました。

さらに、外国意匠公報の急増があります。平成11(1999)年に欧州共同体商標意匠庁(OHIM)が発足したことにより欧州内での権利取得の出願手続が簡素化されたことや、平成15(2003)年頃からは市場経済の導入で経済発展著しい中国での意匠出願急増、またその他の国でも登録意匠が増加傾向にあることによって、先行意匠調査の対象が次々に増加し、サーチ件数の増大やバッチ毎の資料数に偏りが発生しました。

(3) インターネット資料の掲載日

インターネットから抽出した資料を先行意匠調査に有用な資料とするためには、資料化した掲載内容が掲載日に公衆に利用可能な状態でインターネット上に一定期間存在したか否かを明らかにする必要があります。電子情報は改変が容易であるため、内容や日付が改変されている疑いがある資料は審査判断の根拠としては利用できないため、これを解決しなければならないという問題が生じました。

(4) 問題への対応

平成17(2005)年に行った調査(「新製品の広報活動から分析した意匠の総合調査分析」)では、インターネットの普及により企業の製品情報の発信は容易になり、各企業のウェブサイトでは製品情報が非常に充実してきていることが分かりました。しかし、各分野の特性や、顧客とするターゲットによっては、インターネットが必ずしも製品の最新情報ではないことや、家電、食品、日用品等の一般消費者向けの製品に関しては企業サイトのほかに製品独自のサイトも設けられているものあり、情報内容も充実していた一方で、産業機械、土木建築用品といった一般消費者向けではない製品に関してはインターネット上で展開される情報量が少なくカタログ等に依存していることがわかりました。

この調査結果を受けて、平成18(2006)年から公知資料の作成方法を変更し、より有効な資料を電子化できるよう、分野別資料種別毎での資料作成数の調整や、分類単位での公知資料作成数の調整を月単位で行い、有用な資料を分野の偏り無く適正化することで、資料の厳選化を図りました。

増加の著しいOHIMや中国の外国意匠公報については、審査官の原本照会を担保したうえで、意匠検索システムへの蓄積に際しては、日本の分類別の出願動向をもとに、出願の少ない分野の意匠を除外することや、日本の保護対象

外の物品などを細かく除外することで機械的な検索対象となる資料の厳選化を図りました。

また、インターネットから抽出した資料には、公衆利用が可能であった証拠となるURL及びインターネット上で掲載されていた証拠となるページ全景などを含んだ抽出データに対してタイムスタンプを取得することで、疑義の少ない資料を作成できるよう対策を講じました。

3. 現在へ

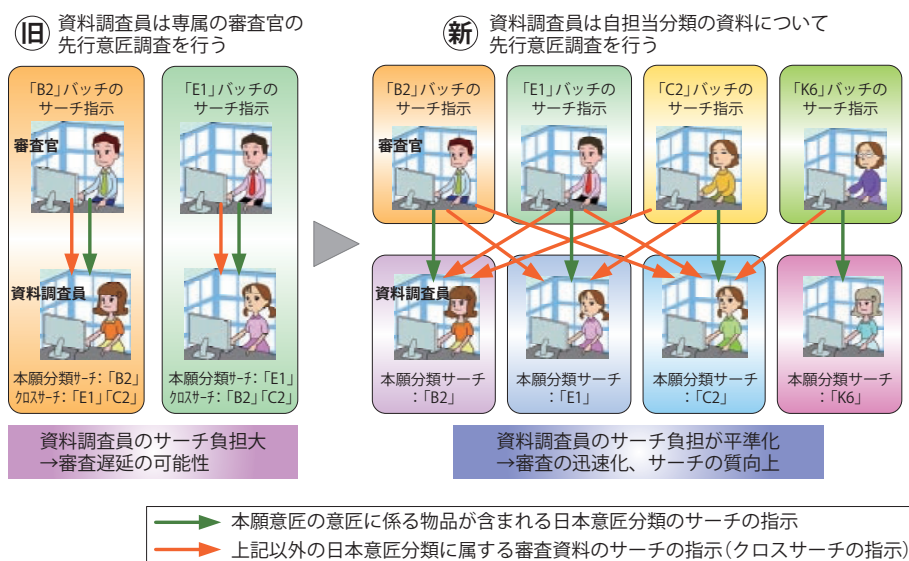
行政改革が叫ばれる中、審査官定員の現状維持さえ困難になる可能性がある一方で、意匠制度改正業務や国際関係業務等々、業務の多様化に伴う審査官併任業務の拡大や、審査資料の増加による意匠審査業務の負担増加の問題によって、審査官一人当たりの業務負担が大幅に増加していくことが予想されます。意匠課では平成18(2006)年から審査企画・情報委員会を設置し、将来に亘り現状の意匠審査のスピード及び質を維持・向上することを可能とする効率的な審査方法等について検討し、平成19(2007)年度より試行的に新審査運用を導入しました。その後、試行の検証等を意匠審査改革準備委員会へと引き継ぎ、平成23(2011)年には全審査室で新審査運用が本格実施されるに至っています。

この新審査運用では、柔軟で自由度の高い審査体制の構築を大方針とし、それを実現するために次の運用改善方針を打ち立てました。

1. 適時性の高い審査への対応

柔軟な審査体制の構築によって、より適時性の高い審査が行える運用とする。

分野の特性に応じて現状より小さいバッチによる多サイ



【新運用・資料調査員の担当分類固定化のイメージ】

クルを併用し、申請人の応答負担を平準化する。

2. 審査の質の向上

早期にサーチ結果を取得可能な多サイクルサーチを導入することによって、FAを担保しつつ必要に応じて追加サーチを行うことを可能とし、質の高いサーチを維持する。

また、資料調査員へのサーチ指示（バッチ指示、個別案件指示）を標準化するとともに、きめ細やかな指示と担当分類の固定化による習熟度の向上によって、資料調査員によるサーチの質的な向上を図る。

3. 資料増への対応

サーチ業務の最適化によって資料増によるサーチ負担を軽減する。

①資料調査員業務量を資料数によって平準化する（資料調査員業務の平準化）。

②資料調査員の担当分類を固定し、クロスサーチ負担をなくす。

4. 業務運用の改善

審査官ごとに資料調査員を配置する従来の運用から、分類ごとに担当決めされた資料調査員にサーチを発注する運用に変更し、資料調査員のサーチ体制に柔軟性を持たせる。また、クロスサーチ先をシステムで管理する等、審査ノウハウをシステムによって補完する。

平成24（2012）年もFA7を実施庁目標に掲げていましたが、結果FA期間が平均6.4月となり、新審査運用は概ね軌道に乗ったと言えるでしょう。平成25年度も新審査運用を基本とし、分野特性や資料数増加の状況に合わせてサーチサイクルなどを調整しながら先行資料調査を行っています。

IV. 今後の課題

1. 資料の増加

（1）収集方法

これまでも資料の増加は都度意匠審査の懸案となり、様々な施策で乗り切ってきたところですが、これからもお審査における課題であり続けるのがこの問題です。信頼のおける審査結果には適確な先行意匠調査が必要であり、そのためには世界のあらゆる新製品を漏らすことなく収集する必要がありますが、今後は数ではなく、より体系立てた資料整備が必要でしょう。最新デザインの情報源や広告媒体、新製品の発表の場が多様化する中、効率的な資料収集を行うには一様な方法では無く、物品毎にきめ細かく収集方法を検討する必要があるでしょう。

（2）累積資料数

現在、意匠検索システムのデータベースには約820万件（2013年5月）の審査資料が蓄積されています。出願資

料及び公知資料を合算すると今後も毎年約30万件が増加し、6年後には資料数が約1000万件に到達する見込みです。経年増加は避けようがなく、意匠制度の歴史が積み重なるほどに先行意匠調査の負担は増えていきます。

また、外国意匠公報は近年著しく増加傾向にあります。

これまでも、増大する資料への対策として、意匠検索システムの構築、資料調査員の活用、分類改正、Dタームの付与、審査資料のグルーピング、新サーチスタイルなどの方策を打ってきましたが、今後も先行意匠調査時においてより有効な範囲に絞り込むために、例えばサーチカバー率の徹底利用による資料数の削減や、一定の年範囲のみだけをサーチ対象にすることを公表したうえでのサーチ数の定量化など大胆な方策も必要でしょう。

2. ハーグ協定への加入

現在、我が国は近年中にハーグ協定（意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定）に加入するとして産業構造審議会意匠制度小委員会でも審議が継続されているところですが、加入して国際出願を受け入れた場合には、英語で記述された国際出願を審査することになります。先行意匠調査においては本願意匠を把握する際には原語を読み込む必要があり、国際出願に対する通知については英語で対応する必要があります。引用例を用いる場合にはその書誌的事項を必要に応じて英語に翻訳して記載する必要があるため、効率的な審査を行えるよう今後は意匠検索DBに蓄積する資料にはあらかじめ日英併記の書誌事項を作成しておく必要があるでしょう。

さらに、ハーグ協定は近年、毎年加盟国が5か国以上のペースで増加しており、今後日米韓や中国などが加盟することになれば、さらに増加のペースが加速する可能性があります。これまで我が国意匠審査において外国意匠公報をサーチ対象としていなかった国々が加盟することで、国際公表公報のサーチ負担が増大することは避けられません。そのためにも資料厳選化等の対策が必要でしょう。

3. 検索記号の新旧混在

昭和58（1983）年以來の大改正となった平成17（2005）年分類改正では、先行意匠調査の効率改善を第一に、従来の分類では想定し得なかった電子機器などの新物品が次々と登場する分野での問題や、旧Dタームの陳腐化問題など、検索効率が著しく悪化していた分野を中心に大幅な分類改正を行いました。新分類は検索効率を向上させるのに十分な改正内容でしたが、分類改正前までの資料には、旧分類が付与されたままで、新分類の再付与を行わなかったため、以降、新旧の両分類を複雑に駆使してサーチを行わなければならないという新たな負担が生じています。先行

意匠調査を間違ふことなく効率的に行えるよう、付与情報を新分類に統一することが必要でしょう。

4. ロカルノ協定への加入

現在、我が国は近年中にロカルノ協定（意匠の国際分類を定めるロカルノ協定）に加入するとして産業構造審議会意匠制度小委員会で審議が継続されているところですが、加入した場合我が国が発行する公報にはロカルノ分類を掲載する義務が生じます。現在でも我が国発行の意匠公報には日本意匠分類から単純変換したロカルノ分類を参考情報として掲載していますが、今後は“参考”ではなくなるため、より正確を期して付与し掲載する必要があります。ただし、正確を期して付与したロカルノ分類であっても、先行意匠調査において利用するには、分類が粗いという問題があります。日本意匠分類は3,588肢の展開がありますが、ロカルノ分類は219肢であるため、ロカルノ分類では資料を細分化して検索することは不可能です。まして、資料の増加問題が生じている中ではロカルノ分類は検索記号として無力です。したがって、検索効率の観点から、先行意匠調査には今後も日本意匠分類を利用せざるを得ないでしょう。

今後は、日本意匠分類・Dタームに加え、ロカルノ分類の付与や維持管理をしなければならないため、ここでも業務量の増加は否めません。

5. 画像分類の改正

平成19（2007）年分類改正では、意匠に画像が含まれている場合、日本意匠分類の末尾に「W」記号を付与することになりました。その際、将来画像意匠出願が増えた場合や画像意匠の資料が増加した場合には、更なる細分化を検討する方針でした。

平成23（2011）年度に行った「携帯電話機および携帯型電子情報端末機に関する意匠動向調査」では、『米国の大手メーカーの発表したスマートフォンの世界的な普及により、端末機器本体の外形のデザインについては、タッチパネル式ディスプレイを中心としたシンプルなデザイン形状に収斂する方向にあること』、『上記メーカーと米国の大手インターネットサービス企業が提供する基本ソフトウェアの間では激しい競争が起こり、ソフトウェアによるユーザービリティの実現に競争の比重が置かれ出していること』が業界ヒアリング調査等で明らかになり、今後は端末機器本体の外形のデザインよりGUIを中心とするインターフェース部分のデザインの開発が中心となって、意匠出願も画面デザインに関するものへシフトするとの予測結果が示されています。さらに、同年から行われている産業構造審議会意匠制度小委員でも画面デザインの保護領域拡大に関する議論が続いているところです。保護領域を拡大する

ことになった場合はもちろんのこと、そうでなかった場合でも意匠検索DBに蓄積されている画像意匠資料の総数はすでに約10万件に達していることから、先行意匠調査における検索効率の向上を図るために画像分類の細分化の検討は早急に進めるべきでしょう。

V. おわりに

近年中に加入することが見込まれる二つの国際条約によって、意匠審査は新しい展開を迎えることになるでしょう。ただ、審査の基本は何ら変わることはありません。出願様式の違いによる図面要件の緩和等の問題はあるにせよ、国内出願を審査している中に国際出願が入り交じったとしても培ってきた先行意匠調査の手法や類否判断が180度変わってしまうようなことはなく、意匠審査官はこれまで通りに緻密な調査、審査を行っていかねばなりません。

最後に、本稿は多くの文献を紐解いて概括的に記述したため読みにくい箇所が多々あることをお許し下さい。意匠審査における先行意匠調査を理解する糸口として本稿が役立つことができれば幸いです。



【審査資料と審査室の様子】

上から、出願資料の帳簿、公知資料カード、紙資料でのサーチ風景、意匠審査室の審査資料用スライダックス、現在の審査室

profile

富永 亘（とみなが たかし）

平成7年4月 特許庁入庁（審査第一部 生活用品）
総務部電子計算機業務課、審査業務部情報システム課、審査業務部意匠課、意匠審査基準室、意匠制度企画室、意匠審査機械化企画調整室などを経て、
平成24年9月より現職